

参議院選挙区選出議員の選挙
における政見放送等実施上の
留 意 事 項

令和元年5月

総 務 省 選 挙 部

目 次

第1 選挙の期日の公示（告示）の前における準備に関する事項	1
第2 政見放送の申込みの受付に関する事項	2
第3 放送局における政見の録音又は録画の実施に関する事項	5
第4 持込みに関する事項	11
第5 経歴放送に関する事項	13
第6 放送の予定の日時の決定に関する事項	14
第7 各候補者の放送の日時に関する事項	14
第8 放送に関する事項	15
第9 放送後の措置に関する事項	15
第10 その 他	15
(別記1) 参議院選挙区選出議員選挙政見放送取扱要領（例）	16
(別記2) 実施放送局及び選挙管理委員会の打合せ事項について	21
(別記3) 政党及び立候補予定者説明会配布資料（例）	24

（注）この「政見放送等実施上の留意事項」は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送の実施上の留意事項を定めたものである。

第1 選挙の期日の公示（告示）の前における準備に関する事項

1 政見放送を行う基幹放送事業者等の告示

候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号、以下「実施規程」という。）第2条第7項の規定により、実施規程別表第一で定める基幹放送事業者の中から当該都道府県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が定め、告示しなければならないこと。告示後はその旨総務省選挙部管理課まで報告されたいこと。

2 放送実施細目の制定

候補者が政見放送を行うことができる放送事業者（以下「実施放送局」という。）は、実施規程第19条の規定に基づき、政見放送の申込み、録音又は録画の実施等の細目（以下「放送実施細目」という。）を制定しなければならないこと（別記1参照）。

この場合において放送実施細目の内容等については、あらかじめ、選挙管理委員会と協議することが望ましいこと。

3 放送実施体制の確立

実施放送局は、選挙管理委員会との緊密な連携を図るとともに、放送実施計画の作成、録音又は録画の実施その他放送の円滑な実施に必要な事項を取り扱うため、政見放送実施本部を設置する等、実施体制の確立を図ること。

4 実施放送局及び選挙管理委員会における打合せ

当該都道府県における各実施放送局と選挙管理委員会との間において、次に掲げる事項等について検討すること（別記2参照）。

- (1) 立候補予定者数の把握について
- (2) 持込み要件（後述）の確認方法について
- (3) 放送の予定の日時の決定について
- (4) 政見放送の申込み及び経歴書の提出の受付について
- (5) 政見の録音又は録画の実施について
- (6) 候補者又は立候補予定者が日本放送協会において録音又は録画した物を使用して基幹放送事業者の政見放送を行うことを希望する場合の必要な手順等について
- (7) 放送に支障を生じた場合の措置、補充立候補の届出をした候補者の政見放送等協議すべき事項の取扱いについて
- (8) 政党その他の政治団体及び立候補予定者に対する説明会配布資料の作成について

(9) その他政見放送及び経歴放送の実施に関し必要な事項について

5 政党その他の政治団体及び立候補予定者に対する説明会の開催等

実施放送局及び選挙管理委員会は、政見放送又は経歴放送の実施に関し、政党その他の政治団体又は立候補予定者に周知徹底すべき事項について説明会を開催すること（別記3参照）。

なお、政見放送申込書及び経歴書の用紙は、公示（告示）日前に、説明会等の機会を通じて、立候補予定者に交付しておくこと。

また、録音物使用申請書、録音用原稿（以下「録音物使用申請書等」という。）の用紙を請求に応じて交付すること。

第2 政見放送の申込みの受付に関する事項

1 申込み受付期日

(1) 政見放送の申込みは、選挙の期日の公示（告示）の日に行わなければならないこととされており（この申込みを、以下「一般の申込み」という。）、実施放送局は、その日が日曜日、祝日であっても申込みを受け付けなければならないこと。

(2) 実施放送局は、選挙の期日の公示（告示）の前における申込み（以下「事前の申込み」という。）があったときは、著しく前でない限り受け付けること。

(3) 実施放送局及び選挙管理委員会は、選挙の期日の公示（告示）の前における録音若しくは録画（以下「事前の録音録画」という。）又は当該公示（告示）の前における実施規程第10条に定める政見の録音若しくは録画の提出（以下「事前の持込み」という。）が必要である場合には、立候補予定者に対し、事前の申込み及び事前の録音録画又は事前の持込みについて協力方を要請すること。

2 申込み受付場所

(1) 一般の申込み

実施放送局は、一般の申込みの受付場所を放送実施細目で具体的に指定すること。この場合、候補者の便宜を考え、選挙管理委員会と協議の上、立候補届出受付会場等を指定するようにされたいこと。

(2) 事前の申込み

実施放送局は、事前の申込みの受付場所を放送実施細目で具体的に明示すること。この場合において、実施放送局以外の場所において申込みの受付をする場合、例えば録音又は録画

を共同で行う二以上の実施放送局が申込みの受付を同一場所で行う場合等にあっては、実施放送局に申込みをしてきた立候補予定者については、その申込み受付場所に案内する等便宜を図ること。

3 申込み受付時間

実施放送局は、事前の申込みの受付時間を、放送実施細目で定めること。

4 申込み受付業務等

- (1) 申込みは、政見放送申込書によって行うこととし、実施放送局は、次の点に注意して申込みの受付をすること。

なお、政見放送申込書及びその添付書類の用紙は選挙管理委員会で準備し、候補者又は立候補予定者（以下「候補者等」という。）に交付すること（第1の5参照）。

ア 一般の申込みの場合

- (ア) 政見放送申込書及びその添付書類の記載内容を確認すること。
- (イ) 実施規程第11条第7項に基づき、日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行うことを希望する候補者については、その旨を日本放送協会及び日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行う実施放送局の政見放送申込書に記載させること。

イ 事前の申込みの場合

- (ア) 提示された書類を確認の上、複写又は証明書番号等を記載して保管すること。
- (イ) 立候補届出の際、通称使用の申請をする予定の立候補予定者については、氏名のほか使用予定の通称を政見放送申込書に記載させること。
- (ウ) 自らが録音し又は録画した政見を実施放送局に提出する（持込み方式）立候補予定者のうち公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第150条第1項第二号イに掲げる者に該当する立候補予定者については、当該立候補予定者に係る同号イに規定する政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を政見放送申込書に記載させること。
- (エ) 実施規程第11条第7項に基づき、日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行うことを希望する立候補予定者については、その旨を日本放送協会及び日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行う実施放送局の政見放送申込書に記載させること。

- (2) 実施放送局は、政見放送の申込期限終了後、直ちに、決定した放送の予定の日時及び政見

放送の申込みをした候補者の名称を選挙管理委員会に通知すること。

なお、この場合における放送の予定の日時の通知は実施規程第12条第1項の規定に基づく通知であり、事実上は、事前に選挙管理委員会と十分協議の上、放送の予定の日時の案をたてておく必要があること。

(3) 選挙管理委員会は、候補者について、選挙長からの報告に基づいて政見放送通知書を調製し、これを遅滞なく実施放送局に通知すること。

実施放送局は、政見放送申込書の記載内容に誤りがないかどうか政見放送通知書により確認すること。

5 録音物使用申請書及び録音用原稿の受付

(1) 受付の期日、場所及び時間

録音物使用申請書等の提出は、候補者本人によるものとし、政見放送の申込みと同一の場所で同時に受け付けること。

政見放送の申込みを行った後に、録音物使用申請書等を提出することは認められないので、この旨をあらかじめ立候補予定者に周知しておくこと。

なお、実施規程第7条第7項又は第11条第6項若しくは第7項の規定により他の放送事業者の録音又は録画した物を使用する実施放送局に対しては、録音物使用申請書等を提出する必要はないものであること。

(2) 受付業務等

実施放送局は、次の点に注意して受付をすること。

なお、録音物使用申請書等の用紙は選挙管理委員会で準備し、請求に応じて交付すること(第1の5参照)。

ア 録音物使用申請書

記載内容を確認すること。

イ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は知事等の発行する証明書

提示されるこれらの書類によって、録音物を使用することができる者であることを確認するとともに、写しをとって保管すること。

ウ 録音用原稿

字数の確認を行うとともに、固有名詞等については、ふりがなを記載させるなどして、読み方の確認を行うこと。

なお、字数計算については、経歴書の場合に準じて取り扱うこと(第5(8)参照)。

第3 政見の録音又は録画の実施に関する事項

1 録音又は録画の日時、場所

- (1) 録音又は録画の日時及び場所は、原則として、政見放送の申込みの際、その受付順に実施放送局があらかじめ定めた日時、場所のうちから候補者又はその代理人の選択により決定し、それを記載した書面を当該候補者又はその代理人に交付すること。なお、実施放送局が録音又は録画の日時、場所を定める場合においては、候補者が彈力的に選択できるようある程度余裕を持った日時、場所を確保する必要があること。
- (2) 候補者が正当な理由がなく定められた録音又は録画の日時及び場所に出向かなかつたときは、当該候補者の政見放送は行わないこととなる旨、候補者又はその代理人に十分注意すること。

2 録音又は録画の方法

- (1) 実施放送局は、政見の録音又は録画のため、その日時、場所に出向いた者が候補者本人であるかどうか確認したいときは、身分証明書の提示又は候補者本人である旨の宣誓書の提出を求めること。
- (2) 実施放送局は、候補者1人当たりの政見放送の長さが5分30秒以内になるよう事前に候補者と打合せを行うこと。また、1回はリハーサルのための録音又は録画を行い、当該リハーサルにおいて録音若しくは録画した政見又は政見放送のために録音若しくは録画した政見のうちから、候補者が選択した政見を使用して政見放送を行うこと。なお、候補者が使用する政見を選択するにあたっては、試写は行わないこと。
- (3) 実施放送局は、打合せ、化粧及びリハーサルの時間も含めて候補者1人当たりの録音又は録画に要する時間を放送実施細目で定めること。
- (4) 実施放送局は、政見の録音又は録画を行う場合において、法第150条の2及び実施規程第8条第6項の規定に違反する言動、服飾の類の着用及び用具の使用を行わないよう、下記の事項等についてあらかじめ候補者に十分注意すること。
- ア 服装は、通常着用する服装とし、特別の意味のある文字その他の意匠の入ったものは着用しないようにすること。
- イ 服飾品は、造花、アクセサリー等の服飾品で社会通念上相当と認められるもの以外は着用しないようにすること。
- なお、白系統、こまかい柄の服装等はテレビの映像効果上好ましくないとされている

で、できるだけ避けるようにすること。

(5) 実施放送局は、原則としてテレビ用の化粧をするものとするが、候補者が希望しないときは、化粧をしないで政見の録画を行うこと、実施放送局以外の者がする候補者の化粧については、大仰なメイキャップ、ふん装的なもの以外は差し支えないこと。

(6) 録画の際、バックパネル、ネームプレート、テーブルクロス等設備の配色に当たっては、政党のシンボルカラーと同色又は類似のもの、過度に派手な色彩のもの等は避けること。

(7) 実施規程第7条第7項若しくは第11条第6項の規定により他の放送事業者の録画したものを使用する放送事業者又は合同選挙区選挙において政見放送を行う放送対象地域が当該選挙区の全部の区域を包含している放送事業者は、バックパネル、ネームプレート、テーブルクロス等について同一選挙区のすべての候補者について色彩の統一を図るよう、当該他の放送事業者と事前に十分な打合せを行うこと。なお、その他の基幹放送事業者も、実施規程第11条第7項の規定により日本放送協会が録画したものを使用する場合に備え、候補者間で政見放送の印象が大きく異なることがないよう、バックパネル、ネームプレート、テーブルクロス等について、録画に際して日本放送協会と色彩の統一をできる限り図ること。

(8) 録画の際の候補者の動作については、画面からはみ出るような大きな動作は避けるよう注意すること。

(9) 実施放送局は、テレビジョン放送による政見放送中、選挙区名、所属党派名及び氏名又は通称（ふりがなをつけること。）をプレート又はテロップで表示すること。テロップによる表示時間、回数については、同一の選挙区のすべての候補者について同じ取扱いとすること。

(10) 録画に用いるカメラの台数及び位置、カメラワーク、照明、背景並びに装飾等についても、同一の選挙区のすべての候補者について同じ取扱いとし、実施放送局において定めること。

(11) 政見の録音又は録画を行う場合において、候補者本人の音声以外の音声は使用しないこと（候補者が録音物を使用する場合を除く。）。

3 録音物の作成、使用等

(1) 録音物の作成

ア 実施放送局は、録音用原稿を読み上げる者の選定に当たっては、選挙管理委員会と協議を行うこと。

イ 録音用原稿を読み上げる速度（1分間におよぶね300字程度）については、あらかじめ放送実施細目で定めておくこと。

(2) 録音物の使用

ア 録音物の使用は、候補者が、直接機器を操作し、又は使用の開始の合図をすることによるものとし、合図の方法については、ボタンを押す等、使用の意思が明確に確認できる方法によること。

また、録音物の使用は、候補者1人について1回に限るものとし、2回以上に分けて使用すること等は認められないこと。

イ 実施放送局は、録音物の再生が終了したときは、その旨候補者に知らせることが適当であること。

ウ 実施放送局は、これらの事項について、録音物を使用しようとする候補者にあらかじめ十分に説明を行い、円滑に録音、録画が行われるよう配意すること。

(3) 放送の前後における措置

実施放送局は、録音物を使用した候補者の政見放送については、その直前直後に録音物が使用された旨放送すること。

4 その他

(1) 実施放送局は、録音又は録画の本番に入ったときは、放送設備の事故その他特別の事情がある場合を除き、その撮り直しはしないこと。

(2) 事前の録音又は録画は、候補者が通称を使用しないこと及び所属党派名の変更をしないことを確かめた上で行い、政党所属者であって所属党派証明書を提出しない候補者及び立候補届出の際通称使用の申請をする予定の候補者に係る政見の録音又は録画は、政見放送通知書到着後に行うこと。

(3) テレビジョン放送による政見放送のために録画したものを使用してラジオ放送による政見の録音を行う実施放送局は、その旨を放送実施細目で定めること。

(4) 実施放送局は、他の放送事業者において録音又は録画したものを使用して政見放送を行うかどうか及び同一の実施放送局においてテレビジョン放送による政見放送のために録画したものを使用してラジオ放送による政見放送を行うかどうかによって候補者自身が行う政見の録音及び録画の回数が異なるので、録音又は録画の実施回数を具体的に候補者に示して周知徹底を図ること。

(5) 選挙管理委員会は、録音又は録画の実施状況等の把握に努めること。

(6) 実施規程第7条第7項又は第11条第6項の規定により、他の放送事業者において録音又は録画したもの等を使用しようとする放送事業者は、選挙管理委員会にその旨協議を行うこと。

この場合において、選挙管理委員会は、やむをえないと判断したときは、他の放送事業者に、使用を認めるよう要請文書を出すこと。

なお、合同選挙区選挙において、放送事業者が、候補者の選択により他方の県の放送事業者で録音又は録画したもの等を使用しようとする場合は、当然に「やむを得ない事由があるとき」に該当することに留意すること。

選挙管理委員会から上記要請文書を受けた放送事業者は、原則としてその録音又は録画したもの等の使用を認めるよう配慮されたいこと。

(7) 第11条第7項の規定により、候補者等から日本放送協会において録音又は録画したものを使用して政見放送を行うよう申込みを受けた基幹放送事業者は、選挙管理委員会にその旨報告を行うこと。

この場合において、選挙管理委員会は、日本放送協会に、連絡文書を出すこと。

なお、(6)の要請文書及び(7)の連絡文書の例を示せば、次のとおりである。

【(6)の要請文書の例】

〇〇選委第　　号

令和　年　月　日

〇　〇　放　送　局　長　殿

〇〇県選挙管理委員会委員長

〇　〇　〇　〇

印

〇〇……〇選挙の政見放送の録画について

各種選挙の執行につきましては、日頃格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、選挙は、令和　年　月　日に公（告）示され、月　日に執行される予定ですが、公職選挙法第150条の規定に基づくこの選挙の政見放送は、日本放送協会、放送及び放送によつてそれぞれ実施して頂くことになります。

つきましては、放送から政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第7条第7項又は第11条第6項の規定により、貴　　において録画した物を使用して政見放送を行いたい旨の依頼がありました場合には、格別の御配慮を頂きたくお願い申し上げます。

【(7)の連絡文書の例】

〇〇選委第　　号

令和　年　月　日

日本放送協会〇〇放送局長殿

〇〇県選挙管理委員会委員長

〇　〇　〇　〇

印

〇〇……〇選挙の政見放送の録画について

各種選挙の執行につきましては、日頃格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、選挙は、令和　年　月　日に公（告）示され、　月　日に執行される予定ですが、公職選挙法第150条の規定に基づくこの選挙の政見放送は、日本放送協会、　放送及び　放送によつてそれぞれ実施して頂くことになります。

〇〇候補者から貴放送局において録画した物を使用して　放送において政見放送を行うよう政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第11条第7項の規定により申込みがありましたので御対応いただきたくお願ひ申し上げます。

第4 持込みに関する事項

1 持込み要件

- (1) 候補者等のうち法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者は、実施放送局における政見の録音又は録画を行わない場合には、自らが録音し又は録画した政見を実施放送局に提出すること（持込み方式）ができる。したがって、一の候補者等は、一の実施放送局において、当該実施放送局における政見の録音又は録画と、当該実施放送局への政見の持込みと両方を行うことはできないものであること。

なお、この場合において、日本放送協会並びに政見放送をテレビジョン放送及びラジオ放送により行う基幹放送事業者については、テレビジョン放送及びラジオ放送の各々について一の実施放送局として持込みを行うことができる。

- (2) 上記の場合、候補者等が、持ち込むことができる政見は、全ての実施放送局を通して、録音又は録画それぞれにつき1種類に限られるものであること。

なお、候補者等は、政見1種類につき一の実施放送局当たりそれぞれ2本の政見を提出しなければならないものであること。

- (3) 実施放送局は、候補者等が当該実施放送局における政見の録音若しくは録画を希望するか又は持込みを希望するかについて、政見放送申込書の記載により申込みの時に当該候補者等の意思を確認しておくこと。

- (4) 政見の持込みは、申込期日（公示又は告示の日）までに行われなければならないこと。したがって、政見放送の申込みを行い、かつ政見の持込みを行わない候補者等については、実施放送局における録音又は録画を行わなければならないこと。

また、政見の持込みは、できるかぎり政見放送の申込みの時と同時（事前の申込みの場合は、その時と同時）に行われることが望ましく、実施放送局及び選挙管理委員会は、このことについて候補者等に対し協力方要請すること。

- (5) 候補者等が持ち込む政見は、当該政見が持ち込まれる実施放送局の定める技術的基準を満たすものとして当該実施放送局が認めるものでなければならないこと。

したがって、候補者等から政見が持ち込まれた際に、実施放送局は、当該政見が当該実施放送局の定める技術的基準を満たすものであるかどうか技術的な審査を行った上で満たすものとして認められない場合は、その旨当該候補者等に通知するとともに、当該技術的基準を示して再提出を求めることとすること。申込み期日までに技術的基準を満たす政見が提出されない場合には、その候補者については、実施放送局における録音又は録画を行わなければならない

ならないこと。

については、候補者等が持込み方式を希望する場合は、実施放送局及び選挙管理委員会は、候補者等に事前の申込み及び事前の持込みの推進について協力方を要請すること。

なお、実施放送局において定める技術的基準及び提出を受ける素材の規格については、あらかじめ立候補予定者に対する説明会等の機会に候補者等に対し十分説明する等明らかにしておくこと。

(6) 候補者等が持ち込む政見については、著作権法に定める権利その他の権利の処理は、候補者等が行わなければならないこと。

(7) 候補者等が日本放送協会又はテレビジョン放送及びラジオ放送を兼営する基幹放送事業者に録画した政見を持ち込む場合で、その放送事業者が当該候補者等のラジオ放送による政見放送を行うときは、当該候補者等は、持ち込んだ政見の録画の音声によりラジオ放送による政見放送を行うことができる。

(8) (1)から(7)までの事項について、実施放送局及び選挙管理委員会は、立候補予定者に対する説明会等の機会を通じて、あらかじめ候補者等に周知徹底を図っておくこと。

2 持込み政見の放送

(1) 実施放送局は、法第150条第1項により、持ち込まれた政見をそのまま放送しなければならないこと。

したがって、内容的な編集又は変更を実施放送局において行うことはできないものであること。

なお、上記の放送のために必要な最小限の技術的作業の結果として、画質又は音質の変化がありうることについて候補者が同意する旨をあらかじめ確認しておくことが適当であること。

(2) 持込み政見の放送の際には、実施放送局は、その直前又は直後に、当該政見が候補者から持ち込まれたものであり、実施放送局はそれをそのまま放送するものである旨の放送を行うことができるものであること。

第5 経歴放送に関する事項

- (1) テレビジョン放送による経歴放送は、少なくとも選挙区名、所属党派名及び氏名又は通称（ふりがな）をつけること。）を表示して行うこと。
- (2) ラジオ放送による経歴放送についても、経歴書に基づいてそれぞれの候補者の政見放送を行う直前に行うこととし、経歴書の提出等については、実施規程第6条に準ずること。
- (3) ラジオ放送による経歴放送を行う時間は、候補者1人について1回につき30秒以内とすること。
- (4) ラジオ放送による政見放送をしない候補者についても、選挙管理委員会の定めるところにより、経歴放送は行うこと。
- (5) 経歴書の用紙は、選挙管理委員会で準備し、候補者に交付すること（第1の5参照）。
なお、経歴書の用紙を作成する場合においては、適宜写真貼付欄を設けること。
- (6) 経歴書の提出は、午前8時30分から午後5時までに行わせること。
なお、日本放送協会に提出する場合には、候補者は縦4センチメートル、横3センチメートルの候補者の写真を3枚（うち1枚は経歴書に貼付すること。）用意する必要があること。
- (7) 実施放送局は、経歴書の提出があったときは、その内容の審査（書面上の形式審査）を行い、明らかに虚偽であると認められる事項については、その修正を求めること。
なお、修正後における経歴書の提出期限は実施放送局において適宜定めること。
- (8) 候補者経歴書の「主要な経歴」欄の字数計算については、以下により取り扱うことが適当であるので、関係放送局とあらかじめ協議しておくこと。
- ア 句読点及び中点は字数に数えないこと。
- イ （）、「」などの記号は字数に数えないこと。
- ウ 算用数字については、次の記載例のように記載させよう指導すること。

（記載例）	1	・	・
	9	・	
	7	・	
	7	・	
	年	・	

- (9) 経歴放送（経歴の紹介）は、録音又は録画によって行うこと。

第6 放送の予定の日時の決定に関する事項

- (1) 実施放送局は、選挙の期日の公示（告示）の前において、立候補予定者数を把握しつつ放送の予定の日時の案を作成して選挙管理委員会との間で検討を行うこと。
- (2) 実施放送局は、放送の予定の日時を決定するに当たっては、次の点に留意して検討すること。
- ア 有権者が最も視聴しやすい日時であるかどうか。
 - イ 選挙管理委員会が同一の選挙区のすべての候補者が平等に放送できるよう選挙区ごとの放送の日時を決定することができるかどうか。ただし、合同選挙区選挙においていずれか一の都道府県の全部の区域を放送対象地域とする放送事業者が政見放送を行う場合にあっては、放送事業者間で放送時間を同時に設定することが極めて困難であると考えられることから、都道府県ごとに日時を決定することができることとされていることに留意すること。
 - ウ 同一の選挙区（合同選挙区選挙については同一の都道府県）の放送が同時に二以上の実施放送局において行われるようなことがないかどうか。
- (3) 実施放送局は、各候補者の放送の日時が決定した後は、放送の予定の日時は変更しないこと。

第7 各候補者の放送の日時にに関する事項

- 1 選挙管理委員会は、第2の4(2)の通知に基づいて、直ちに選挙区ごとの政見放送の日時を決定し、次に、当該日時の中において各候補者の放送の日時をくじで決定し、その結果を実施放送局に通知すること。
 - 2 各候補者の放送の日時を定めるくじは、当該選挙区における実施放送局ごとに行うこと。この場合において、当該選挙区において2回以上政見放送を行う実施放送局について行うくじは、原則として1回とするが、再編集の余裕があるときは各回ごとのくじを行うことも差し支えない。その取扱いについては、選挙管理委員会は、あらかじめ実施放送局と協議しておくこと。
 - 3 各候補者の放送の日時の決定後、次の事由が生じた場合は、当該放送時間帯等においてこれにより影響を受けるすべての候補者の放送の日時を順次繰り上げること。この場合、あらかじめ、その旨候補者に周知しておくこと。
なお、放送日時のくじを行う際、各候補者の録音又は録画状況を確認する等、(2)に掲げるような事由により放送日時を繰り上げる事態の生ずることがないよう努めること。
- (1) 候補者が候補者たることを辞した場合、候補者の立候補の届出が却下された場合又は候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したものとみなされた場合において、その旨の告示

があったとき。

- (2) 候補者が正当な理由がなく定められた録音又は録画の日時、場所に出向かなかつたため、当該候補者の政見放送を行わないとき。

第8 放送に関する事項

- 1 16：9画角により、録画、制作されたものを放送すること。
- 2 実施放送局は、政見放送通知書の交付のあった候補者に係る録音又は録画の終了後、当該候補者の所属党派に変更があった場合は、当該候補者の放送の終了の直後にこの旨放送すること。

なお、当該選挙の選挙長は、候補者の所属党派の変更があったときは、直ちに、その旨を実施放送局に通知すること。
- 3 選挙管理委員会は、政見放送の時間が余ったときは、政見放送の前後の時間を選挙期日の周知、選挙啓発等に活用すること。
- 4 放送に著しい支障を生じたことによりあらためて放送をする場合の基準を、あらかじめ実施放送局と選挙管理委員会との間で定めておくこと。

第9 放送後の措置に関する事項

- 1 選挙管理委員会は、実施規程第18条の規定により、実施放送局から送致を受けた録音又は録画のテープについては、少なくとも当該選挙の争訟提起期間中はそのまま保存しておくこととし、争訟が提起された場合は当該録音又は録画のテープを必要とする限り保存しておくこと。

なお、不必要になったときは、当該実施放送局に返還すること。
- 2 選挙管理委員会は、モニター制度の採用等により、放送実施上の意見等を聴取すること。

第10 その他

- 1 立候補届出の告示、候補者の辞退の告示、立候補届出を却下したときの告示及び候補者が死亡し又は候補者であることを辞したものとみなされた場合の告示があったときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を実施放送局に通知すること。
- 2 補充立候補者の放送については、実施規程第16条の規定に定めるところによること。

政見放送及び経歴放送取扱要領（例）

〔当該選挙区の政見放送をテレビジョン放送及びラジオ放送により
行う実施放送局において制定する場合〕

1 趣 旨

この要領は、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年 11 月 29 日自治省告示第 165 号。以下「実施規程」という。）第 19 条の規定に基づき、参議院選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送の実施の細目について定める。

2 政見放送の申込みの受付

- (1) 候補者又はその代理人は、政見放送申込書（別記様式 1）によって政見放送の申込みをしなければならない。
- (2) 政見放送の申込みの受付は、公示（告示）の日前については○○市○○町○○番地○○放送局○○課において、公示（告示）の日については○○市○○町○○番地○○県庁○○室（立候補届出受付会場）において行う。
- (3) 選挙の期日の公示（告示）の前における政見放送の申込み（以下「事前の申込み」という。）の受付は、月曜日から金曜日までは午前○時から午後○時まで、土曜日は午前○時から午後○時まで行う。
- (4) 政見放送の申込み期限終了後、直ちに、決定した政見放送の予定の日時及び政見放送の申込みをした候補者名を○○県選挙管理委員会に通知する。

3 政見の録画及び録音の実施

- (1) 政見の録画の日時及び場所は、原則として政見放送の申込み受付の際に決定し、それを記載した書面（別記様式 2）を政見放送の申込みをした候補者又はその代理人に交付する。
- (2) 政見の録画のため、その日時、場所に出向いた者が候補者本人であるかどうか確認しがたいときは、身分証明書の提示又は候補者本人である旨の宣誓書の提出を求める。
- (3) 候補者 1 人当たりの政見の録画の時間は、打合せ、化粧及びリハーサルの時間を含めて約○分とする。
- (4) 政見の録画を行う場合において、候補者が公職選挙法第 150 条の 2 及び実施規程第 8 条第 6 項の規定に違反した言動、服飾の類の着用又は用具の使用を行わないよう十分注意する。
- (5) 政見の録画を行う場合においては、原則としてテレビ用の化粧を行う。ただし、候補者が希

望しないときは、この限りではない。

(6) 録画の本番に入ったときは、放送設備の事故その他特別の事情がある場合を除き、その撮り直しは行わない。

(7) 録画に用いるカメラの台数及び位置、カメラワーク、照明、背景並びに装飾等録画の際の設備については選挙区のすべての候補者が同じ取扱いとなるよう十分配慮のうえ、別に定めるところによる。

(8) 録音物を作成する場合において、録音用原稿を読み上げる速度は、1分間におおむね300字程度とする。

(9) 録音物の使用は、○○○○○(例:ボタンの操作)の方法によって行う。

また、録音物の使用は、候補者1人について1回に限るものとする。

(10) 録音物を使用した候補者の政見放送の前後においては、録音物が使用された旨放送する。

(11) 事前の申込みがあった場合において、政党所属者であって所属党派証明書を提出しない候補者及び立候補届出の際に通称使用の申請をする予定の候補者に係る政見放送については、その録画を政見放送通知書を受領後に行う。

(12) ラジオ放送による政見の録音は、テレビジョン放送による政見放送のために録画したものを使用して行う。

4 政見の持込みに関する事項

(1) 候補者等が自ら録音又は録画した政見は、候補者等の立会いのもとで試写を行い、政見の録音又は録画の時間、映像、音声等の技術的基準を確認したうえで受け取る。

(2) 候補者等が提出する政見の技術的基準及び素材の規格については、別に定める。

(3) 候補者等から提出された政見が技術的基準を満たすものとして認められない場合には、その旨を当該候補者等に通知するとともに、当該技術的基準を示して再提出を求める。

この場合において、申込期日までに技術的基準を満たす政見が提出されない場合には、当該候補者については、放送局において録音又は録画を行う。

(4) 候補者等が提出した政見による政見放送の前後においては、当該政見は候補者が自ら録音し又は録画したものであって、放送局はそれをそのまま放送するものである旨放送する。

5 経歴放送

(1) 経歴放送は、録画によって行う。

- (2) 経歴放送は、選挙区名、所属党派名及び氏名又は通称（ふりがなをつけること。）を表示して行う。
- (3) 経歴書の提出は、午前8時30分から午後5時までに行わなければならない。
- (4) ラジオ放送による経歴の紹介は、テレビジョン放送による経歴放送のために録画したものを使用して行う。

6 放 送

- (1) 政見放送通知書の交付のあった候補者に係る録音又は録画の終了後、当該候補者の所属党派の変更があったときは、当該候補者の放送の終了の直後にその旨放送する。
- (2) 各候補者の放送の日時が決定された後、次の事由が生じたときは、それにより影響を受けるすべての候補者の放送の日時を順次繰り上げる。
 - ① 候補者が候補者たることを辞した場合、候補者の立候補の届出が却下された場合又は候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したものとみなされた場合において、その旨の告示があったとき。
 - ② 候補者が正当な理由なく定められた録音又は録画の日時、場所に出向かなかつたため、当該候補者の政見放送を行わないとき。
- (3) 実施規程第15条の放送設備の事故による放送の障害については、同一の候補者の1回の政見放送中、映像の断及び著しい不良が合計約〇秒以上になった場合並びに音声の断及び著しい不良が合計約〇秒以上になった場合に、選挙管理委員会と協議の上、当該候補者の政見放送をあらためて行うかどうかを決定する。ただし、中継放送局又は中継放送所に係る障害で回線の構成上（放送波中継によるものを含む。）障害の影響のあった地域だけに放送が実施できない場合は、原則としてあらためて放送を行うことはしない。

6 そ の 他

以上に定めるもののほか、さらに細かい事項については、別に定めるところによる。

別記様式 1

参・選		
政見放送申込書		
選挙区名	選挙区	
ふりがな		
候補者名	印	
所属党派名		
連絡先	(TEL)	
政見放送回数	テレビ 回	ラジオ 回
選択	持込み	(ラジオ使用 有・無)
	推薦団体の名称、 本部の所在地 及び代表者の氏名	ふりがな 名称 本部の所在地 代表者の氏名
	局収録	
	日本放送協会においてのみ収録	
手話通訳を付す場合の手話通訳士	ふりがな 氏名 連絡先	

上記のとおり政見放送の申込みをします。

令和 年 月 日

氏名 印

宛

備考

1 「候補者名」の欄には当該選挙長が認定した通称を使用する場合は通称を記載してください。

2 「所属党派名」の欄には、所属党派証明書に記載された党派を記載してください。所属党派証明書のない候補者は「無所属」と記載してください。

3 「選択」の欄中「持込み」の欄又は「局収録」の欄には、選択する方式に該当する箇所に「○」を記入すること。なお、事前の申込みを行う場合において、持込みを選択し、公職選挙法第150条第1項第2号イに掲げる者に該当するときは、「推薦団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名」の欄に必要事項を記入すること。

別記様式2

政見放送収録約定書

候補者 氏名印

放送局印

政見放送の収録を下記のとおり実施することについて約定します。

なお、候補者が正当な理由なく定められた録音又は録画の日時、場所に出向かなかつたため、録音又は録画を行うことができなかつたときは、政見放送を行わないことを確認します。

方 法	録画回	録音回
日 時		
場 所		

実施放送局及び選挙管理委員会の打合せ事項について

放送が円滑に実施されるかどうかは、実施放送局と選挙管理委員会とが、選挙の期日の公示（告示）の前において、十分打合せを行い、適正な放送実施計画を作成するかどうかにかかっている。

以下、打合せ事項の主なものについて説明する。

1 立候補予定者数の把握について

立候補者予定数を把握することは、録音又は録画の実施スケジュールの作成、政見放送の予定の日時の決定等放送実施計画作成の基礎をなすものであるので、立候補予定者数の的確な把握に努めなければならない。また、立候補予定者のうち持込み要件を満たす者の数についても的確な把握に努めなければならない。

なお、合同選挙区選挙においては、録音又は録画を行う県の見込みなど、立候補予定者に関する情報について、当該選挙区を構成する両県いずれの実施放送局とも共有すること。

2 持込み要件の確認方法について

持込み方式を選択することができる者は、候補者のうち法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者に限られ、実施放送局は、候補者が当該者に該当するか最終的に選挙管理委員会からの政見放送通知書によって確認することとなるが、政見の持込み等は事前に行われる場合があり、立候補予定者が持込み要件を満たすかについて事前に確認する必要があるため、その確認方法について十分に検討しなければならない。

3 放送の予定の日時の決定について

立候補予定者数が把握されると、それに基づいて実施放送局は放送の予定の日時を決定することとなるが、あらかじめ各実施放送局の放送の予定の日時（案）について、次の点に留意して検討しなければならない。

(1) 有権者が最も視聴しやすい日時であるかどうか。

(2) 同一の選挙区のすべての候補者が平等に放送できるよう選挙区ごとの放送の日時を決定することができるかどうか。ただし、合同選挙区選挙においていずれか一の都道府県の全部の区域を放送対象地域とする放送事業者が政見放送を行う場合にあっては、放送事業者間で放送時間を同時に設定することが極めて困難であると考えられることから、都道府県ごとに日時を決定することができることとされていることに留意すること。

(3) 同一の選挙区（合同選挙区選挙にあっては同一の都道府県）の放送が同時に二以上の実施放

送局において行われることがないかどうか。

注：放送の予定の日時は、選挙の期日の公示（告示）の前に、その案を作成して打合せを進めること。

4 政見の録音又は録画の実施について

放送の予定の日時が決定されると、次にそれにあわせて政見の録音又は録画の日程を次の点を検討して組まなければならない。

- (1) 他の放送事業者において録音し又は録画したものを使用して政見の録音又は録画を行うかどうか。
- (2) 当該選挙区の政見放送をテレビジョン放送及びラジオ放送により行う実施放送局については、テレビジョン放送による政見放送のために録画したものを使用してラジオ放送による政見の録音を行うかどうか。
- (3) 選挙の期日の公示（告示）の前において政見の録音又は録画を行う必要があるかどうか。
- (4) 打合せ、化粧及びリハーサルの時間も含めた候補者1人当たりの録音又は録画に要する時間の設定は実施状況に鑑みて適切なものであるかどうか。

5 候補者等が日本放送協会において録音等した物を使用して基幹放送事業者の政見放送を行うことを希望する場合の必要な手順等について

候補者等が希望する場合は、基幹放送事業者は日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行うこととなるが、日本放送協会が録音又は録画した物の受け取り方法等の必要な手順等について、日本放送協会、基幹放送事業者及び選挙管理委員会の間で十分に検討しなければならない。

6 放送に支障を生じた場合の措置、補充立候補者の放送等協議すべき事項の取扱いについて

(1) 放送に支障を生じた場合の措置について

放送に著しい支障を生じたことによりあらためて放送をする場合の基準を検討して定めておくことが適当である。

(2) 補充立候補者の放送について

次の事項について検討しておかなければならない。

- (ア) 補充立候補の時期と放送の申込みについて
 - (イ) 補充立候補の時期と放送の回数について
 - (ウ) 補充立候補者の放送の日時について

7 政党その他の政治団体及び立候補予定者に対する説明会配布資料の作成について

政党その他の政治団体及び立候補予定者に周知徹底を図るべき事項について検討を加え、説明会配布資料を作成しなければならない（別記3参照）。

8 その 他

政見放送の申込み受付を実施放送局以外の場所で行う場合においては、受付の方法等具体的に検討し支障を生じないようにしなければならない。

特に、公示（告示）の日における政見放送の申込み受付は原則として立候補届出受付会場となるので、実施放送局用のスペースの確保その他受付手続きについて十分協議しておく必要がある。

政党及び立候補予定者説明会配布資料(例)

政見放送の実施について

1 政見放送の実施放送局及び回数について

候補者が政見放送を行うことができる放送局及びその放送局で行うことができる政見放送の回数は次のとおりです。

選挙区	放送局	放送回数	
		テレビ	ラジオ
		回	回
		回	回
		回	回

2 政見放送の時間について

政見放送を行う時間は、候補者1人について1回につき5分30秒以内です。なお、この政見放送の直前にアナウンサーによる候補者の経歴放送（経歴の紹介）が30秒以内で行われます。また、日本放送協会において、テレビによる単独の経歴放送が30秒以内で候補者1人について1回ずつ行われます。

3 政見放送の申込みについて

(1) 政見放送の申込みは、候補者（立候補予定者）又はその代理人（4(2)で述べますが、録音、録画の日時、場所を選択できる人でなければなりません。）が、次の申込み受付場所に出向いて、選挙の期日の公示（告示）のあった日に行わなければなりません。

放送局	申込み受付場所

(2) 選挙の期日の公示（告示）のあった日に政見放送の申込みをする場合は、経歴書（その用紙

は選挙管理委員会にあります。) を添えて、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に行って下さい。

(3) 選挙の期日の公示(告示)の前における政見放送の申込みは、

- ① 供託したことを証明する書面
- ② 所属党派証明書(政党その他の政治団体に所属する場合に限ります。)

を提示して、次の申込み受付時間内に行って下さい。

この場合には、経歴書も同時に実施放送局に提出して下さい。

放送局	申込み受付場所	申込み受付時間

(4) 日本放送協会に経歴書を提出する場合には、背景無地の無帽かつ正面向きの顔写真で、縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルの長方形のものを 3 枚用意し、1 枚は経歴書に貼り付け、他の 2 枚はそのまま同時に提出して下さい。

(5) 政見放送の申込みをする際は、必ず、候補者(立候補予定者)の印鑑を持参して下さい。

(6) 政見放送の申込みをしなかった候補者については、政見放送を行わないことになりますので注意して下さい。

(7) 候補者(立候補予定者)で次の①及び②に該当する人は、政見の録音又は録画を行う場合において、あらかじめ提出された録音用原稿について実施放送局が録音した物(以下「録音物」といいます。)を使用することができます。

- ① 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者で、同法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、音声機能若しくは言語機能の障害(以下「音声機能等の障害」という。)の程度が 3 級若しくは 4 級である者として記載されているもの又は音声機能等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)第 9 条第 1 項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明したものの

- ② 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、同法第 4 条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、音声機能等の障害の程度が恩給法(大正

12年法律第48号)別表第1号表ノ2の第2項症から第4項症までである者として記載されているもの又は音声機能等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令(昭和38年政令第358号)第5条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明したもの

(8) 録音物を使用しようとする場合には、政見放送の申込みと同時に、候補者(立候補予定者)本人が録音物使用申請書及び録音用原稿(それらの用紙は選挙管理委員会にあります。)を実施放送局に提出して下さい。

なお、政見放送の録音及び録画を行わない実施放送局に対しては、提出する必要はありません。

(9) 録音用原稿は、1,500字以内で作成し、固有名詞等については、ふりがなをつけて下さい(ふりがなは、字数に含まれません。また、句読点及び中点、()、「 」などの記号も字数には含まれません。)。

(10) 候補者が希望する場合は、日本放送協会において録音又は録画した物を使用して基幹放送事業者において政見放送を行うことができます。希望する場合は、その旨を日本放送協会及び日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行う基幹放送事業者の政見放送申込書に明記してください。

4 政見の録音、録画について

(1) 録音、録画の回数

候補者(立候補予定者)が行う録音、録画の回数は、次のとおりです。

(例 ○○県)

選挙区	放送局	録音録画の回数		備考
		録音	録画	
	日本放送協会 (N H K)	0回	1回	録音は録画したものを使用して行われます。
	○○テレビ 放送株式会社		1回	

株式会社〇〇放送	1回		

(2) 録音、録画の日時、場所について

録音、録画を行う日時、場所は、原則として政見放送の申込みの際、その受付順に放送局があらかじめ定めた日時、場所のうちから候補者（立候補予定者）又はその代理人の選択により、決定されます。候補者（立候補予定者）が、正当な理由がなく、決定された録音、録画の日時、場所に出向かなかったときは、政見放送は行わないことになりますので注意して下さい。

(3) 録音、録画の方法

- ① 録音、録画を行う時間は、打合せ、化粧及びリハーサル時間を含めて〇分以内です。
- ② 録音、録画は、候補者本人について行われ、対談その他これに類する方法によるものは認められません。
- ③ 録音、録画を行う場合において、他人の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、また、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなどいやしくも政見放送としての品位を損なう言動はしないようにして下さい。
- ④ 録画を行う場合においては、次の点に注意して下さい。

ア 服 装

通常着用する服装とし、特別の意味のある文字その他の意匠の入ったものは着用できません。また、服装の色については、政見放送はカラーで行われるので、紺、茶、グレー系統のものが適当です。

イ 服 飾 品

たすき、はちまき、腕章は着用できません。また、造花、アクセサリー等の服飾品で社会通念上相当と認められるもの以外は着用できません。

ウ 持 込 品

放送用原稿以外は認められません。放送用原稿の字数は、通常ニュースのアナウンスの場合は 1,500 字程度ですので参考にして下さい。

エ 化 粧

放送局において、原則としてテレビ用の化粧をします。放送局以外の者がする候補者（立候補予定者）の化粧については、大仰なメイキャップ、ふん装的なもの以外は差し支えありません。

オ 候補者は、着席したままで政見を録画することになっております。

⑤ 3 (7)の録音物の使用方法等については、政見放送の録音又は録画を行う実施放送局にお尋ね下さい。

⑥ 録音、録画の本番に入ったときは、放送設備の事故その他特別の事情がある場合を除き、撮り直しは行われません。

⑦ 録音、録画を行う場合において、政見放送の時間 5 分 30 秒を超過したときは、その録音、録画は遮断されますので注意して下さい。

⑧ 録音、録画を終了した後においては、その内容を変更することはできません。

5 持込みに関する事項

(1) 候補者のうち公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者は、実施放送局における政見の録音又は録画を行わない場合には、自らが録音し又は録画した政見を実施放送局に提出すること（持込み方式）ができます。

(2) 実施放送局における政見の録音又は録画を希望するか、持込みを希望するか、また、テレビ用の政見の録画を持ち込む場合には、ラジオ放送による政見放送について、ラジオ用の政見を持ち込むのか、テレビ用の政見の録画の音声をそのまま使用するのか、あるいは局録音を行うのかについては、候補者が選択し、政見放送申込書に明記して下さい。

(3) 持ち込むことができる政見の種類は、全ての実施放送局を通じて1種類（一の実施放送局に正副2本）です。

(4) 政見の持込みは、申込み期日（公示（告示）の日）までに行われなければなりません。したがって、政見放送の申込みを行い、かつ政見の持込みを行わない候補者については、放送局における録音又は録画を行うこととなります。

また、政見の持込みは、できるかぎり政見放送の申込みの時と同時（事前の申込みの場合は、その時と同時）に行って下さい。

(5) 候補者から政見が持ち込まれた際に、実施放送局は、当該政見が実施放送局の定める技術的基準を満たすものであるかどうかについて、技術的な審査を行います。当該政見が審査の結果実施放送局の技術的基準を満たすものとして認められない場合は、その旨当該候補者等に通知するとともに、当該技術的基準を示して再提出をお願いすることとなります。申込期

日までに技術的基準を満たす政見が提出されない場合には、その候補者については、実施放送局において録音又は録画を行います。

なお、実施放送局において定める技術的基準及び提出を受ける素材の規格については、別紙のとおりです。

(6) 候補者等が持ち込む政見は、著作権法に定める権利その他の権利の処理が候補者等において行われたものでなければなりません。

したがって、候補者等においては、所定の権利処理を済ませた上で政見の持込みをお願いします。

(7) 実施放送局は、公職選挙法第150条第1項により、持ち込まれた政見をそのまま放送しなければならず、放送のために必要な最小限の技術的作業の結果として生じた画質・音質の変化については、格別それ以外の内容的な編集又は変更は行いません。

なお、放送のために必要な最小限の技術的作業の結果として画質・音質の変化がありうることについて、候補者の同意をお願いします。

(8) 持込み政見の放送の際には、実施放送局は、その直前又は直後に、当該政見が候補者から持ち込まれたものであって、実施放送局は、それをそのまま放送するものである旨の放送を行います。

6 各候補者の放送の日時

(1) 各候補者の放送の日時は、選挙の期日の公示（告示）のあった日の午後〇時〇分から選挙管理委員会がくじにより定めます。このくじには、候補者又はその代理人が立ち会うことができます。

(2) 各候補者の放送の日時が決定した後、次の事由を生じた場合は、それにより影響を受けるすべての候補者の放送の日時が順次繰り上がることになりますので注意して下さい。

ア 候補者が候補者たることを辞した場合、候補者の立候補の届出が却下された場合又は候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したものとみなされた場合において、その旨の告示があったとき。

イ 候補者が正当な理由がなく定められた録音又は録画の日時、場所に出向かなかつたため、当該候補者の政見放送を行わないとき。

7 その他の

(1) 政見放送は、定められたところに従って行って下さい。もし、その定めに違反したときは、

政見放送は行わないことがありますので注意して下さい。

(2) 以上のほか、さらに細かい事項については、選挙管理委員会又は放送局にお尋ね下さい。